

固定資産税、軽自動車税、 所得税・市県民税のお知らせ

税金かわら版

固定資産税

固定資産縦覧帳簿の
縦覧期間は

四月一日から
四月二十日まで

平成十五年度の縦覧期間は、

四月一日から四月三十日（ただし、土・日・祝日を除く、午前八時三十分から午後五時まで）で、固定資産税の納税者の方は、この期間に無料で縦覧することができます。

ご希望の方は、市役所税務課までお出かけください。なお、今年度から自分が所有している資産以外のものでも、比較・確認のため縦覧できるようにしました。

課税明細書および

納税通知書は

四月十一日に発送予定

納税者の皆さんに、固定資産

産税・都市計画税の課税内容を正しく把握していただくため、固定資産課税明細書をお送りします。

課税明細書は、所有者別資産の課税標準額が法定免税点（土地「三十万円、家屋」「二十万円」以上の場合に、納税通知書と同封してお送りします。ただし、所有している資産の多い方は、従来通り納税通知書と課税明細書を別々にお送りします。

発送は、四月十一日を予定していますので、ご理解とご協力をお願いします。

固定資産課税台帳の閲覧

平成十五年度から、納税義務者および借地・借家人などの方は、年間を通して固定資産課税台帳を閲覧できるようになりました。手数料は三百円となります（縦覧期間中は無料）。なお、借地・借家人などの方が閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要となります。

詳しくは、税務課資産税係（内線176・179）へどうぞ。

軽自動車税

軽自動車税の納期が

変わりました

軽自動車税の納期は、従来四月十一日～四月三十日でしたが、平成十五年度からは五月一日～五月三十一日（十五年度は六月二日）になります。従って納税通知書は、一カ月遅れて届きますのでご了承ください。

登録の抹消手続きを

お忘れなく

使用（所有）しなくなった軽自動車、バイクなどは、登録の抹消手続きをしてください。次のような場合は、手続きをしないと税金がかかります。

- ・解体業者、回収業者に渡した場合
- ・友人に譲った場合
- ・盗難、粉失した場合

手続き場所 ▼軽自動車
軽自動車検査協会（☎0581

平成14年分の所得税・市県民税の申告はお済みですか？

申告期限は3月17日（月）ですが、期限が近づくと大変混雑しますので、お早めにお済ませください（詳しい日程は、本紙2月1日号をご覧ください）。

受付時間 午前9時～午後4時（土・日曜日は除く）

問い合わせ先 所得税：多治見税務署（☎20101）

市県民税：税務課市民税係（内線171・172）

詳しくは、税務課税政係（内線183）へどうぞ。

業者などに手続きを依頼された場合は、手続きが完了しているか必ず確認してください。

279-1134）▼二輪車「運輸支局（☎0581279-3711）」▼原動機付自転車「市役所税務課岐車ナンバーは、土岐家用車組合（☎3439）でも行えます。

業などにより手続きを依頼された場合は、手続きが完了しているか必ず確認してください。